

沖縄県地域福祉権利擁護専門員連絡協議会 会則

(目的)

第1条 本会は、地域福祉権利擁護事業に従事する地域福祉権利擁護専門員(以下、専門員)等の職業倫理の向上、福祉サービス利用者の権利擁護に関する専門的教育及び研究を通して、その専門性を高め、専門員の資質の向上と高齢者や障がい者の権利擁護に関する知識・技術の普及を図り、地域福祉権利擁護事業の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第2条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 専門員相互の情報交換と交流を図るための活動
- (2) 専門員の専門性を高めるための研修会の開催
- (3) 専門員の処遇改善等に関する活動
- (4) 専門員の意見の集約と関係機関等への要請活動
- (5) 関係機関等との連絡・調整に関する活動
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(名称)

第3条 本会は、「沖縄県地域権利擁護専門員連絡協議会」という

(会員)

第4条 本会会員は、沖縄県内で活躍する地域福祉権利擁護専門員及び本会の目的趣旨に賛同する者等で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：1名
- (3) 書記：1名

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、連絡会で選任し、決定する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠または増員により、就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 書記は本会の庶務を担当する。

(会議)

第9条 本会に次の会議を置く。

(1) 役員会

(2) 連絡会

2. 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
3. 連絡会は、年4回会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めたときは臨時連絡会を会長が招集することができる。

附 則 この会則は、平成20年7月1日より施行する。